

令和7年7月9日

徳島大正銀行

【在留カードをお持ちの外国籍のお客さまへ】

在留期間満了日経過後のキャッシュカード取引制限の開始について

平素は当行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行では、お客さまの情報を適切に管理・更新させていただくため、在留カードの有効期限が更新された際には、速やかにお近くの当行本支店窓口にご来店いただくようお願いいたします。

なお、令和7年8月4日（月）より、当行にご登録いただいている在留期間が満了となった場合、キャッシュカードによるお取引を制限させていただきますので、あらかじめご了承ください。

1. 在留カード更新をされる場合

（1）在留期間満了日までに更新後の在留カードがお手元に届いた場合

以下必要書類をご持参の上、お近くの当行本支店窓口にご来店ください。

＜必要書類＞

①更新後の在留カード

②当行キャッシュカード

（2）在留期間満了日までに更新後の在留カードが届かない場合

在留カードの更新手続き中で、満了日までに更新後のカードがお手元に届かない場合は、以下必要書類をご持参の上、お近くの当行本支店窓口にご来店ください。

＜必要書類＞

①在留期間更新申請の控え もしくは、出入国在留管理庁からの申請受付メール
（プリントアウトしたもの）

②当行キャッシュカード

2. 在留カード更新をされない場合（ご帰国される等）

必ず最寄りの当行支店窓口にご来店の上、口座の解約手続きを行ってください。

（ご注意）お客さまの口座を第三者に譲渡・売買することは、法律で禁じられており、重大な違法行為となります。

以上、お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、不明な点がございましたら、お近くの当行本支店窓口にお問い合わせください。

以 上